

鳥取大学大学院工学研究科長候補者選考に係る選挙管理委員会に関する要項

第1 この要項は、鳥取大学大学院工学研究科長候補者選考規則（平成14年鳥取大学工学部規則第3号）第8条第2項の規定に基づき、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 委員会及び委員は、次の各号の規定により運営するものとする。

（1）各講座は、原則として委員会委員1人（教授）を推薦する。

（2）立候補者及び推薦者は委員会の委員になれない。この場合には、代理者を充てるものとする。

（3）委員会は、委員の互選により委員長を選出する。

（4）委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

（5）委員のうちから投票立会人2人、開票立会人5人を選出する。

第3 研究科長候補適任者の所信及び推薦人の推薦文は、選挙日の7日前までに委員会に届け出るものとし、その内容は工学部ホームページ（web）等で公表する。

第4 投票には、すべて所定の投票用紙を用いなければならない。

第5 投票所においては、選挙資格者名簿により、選挙資格者を確認し、投票用紙を交付する。

第6 次の投票は無効とする。

（1）所定の用紙を用いないもの

（2）記載された被選挙者の氏名が何人か確認し難いもの

（3）被選挙者の氏名以外のことを記入したもの。ただし、身分、敬称、所属専攻及び担当講座を記入したものは有効とする。

（4）2人以上の氏名を記載したもの

（5）白票

第7 開票は、委員会が投票終了後直ちに行い、過半数を得た者のいない場合の決選投票は、氏名及び得票数を公表する。

第8 委員会は、開票終了後開票録を作成し、研究科長又はその代理者に提出する。

第9 選挙終了後は、すべての投票結果を公表する。

附 則

この要項は、平成14年7月15日から実施する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から実施する。